

大田区設計等委託成績評定要綱

26 計施発第 12317 号
平成 27 年 3 月 31 日
区 長 決 定

改正 平成 28 年 3 月 29 日付 27 計施発第 11995 号
改正 令和 7 年 7 月 31 日付 7 企保発第 10865 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区工事施行規程(昭和51年訓令甲第10号。以下「工事施行規程」という。)
第31条で準用する第24条の2の規定に基づき、工事施行規程第30条に規定する委託(以下「設計
等委託」という。)契約に係る成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ
適切な評定及び受託者の指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第 2 条 評定は、一件の契約金額が100万円を超え、次の各号のいずれかに該当する委託について
行う。

- (1) 土木工事に係る概略設計、予備設計、詳細設計、測量及び地質調査委託(以下「土木区
分」という。)
- (2) 建築及び設備工事に係る基本設計、実施設計委託(以下「営繕区分」という。)
- (3) 工事監理業務委託(以下「監理区分」という。)

(評定者)

第 3 条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事施行規程第2条第4号に規定する監督員(以下「監督員」という。)
- (2) 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員(以下「検査員」という。)

2 監督員は、工事施行規程第10条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督
員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

第 4 条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- (2) 検査員は、検査(清算検査及び材料検査を除く。)を完了したときは、速やかに評定を行
う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第 5 条 設計等委託成績評定表(以下「評定表」という。)の様式は次の各号のとおりとする。

- (1) 土木区分は、土-1号様式から土-6号様式まで
- (2) 営繕区分は、営-1号様式から営-5号様式まで
- (3) 監理区分は、監-1号様式から監-5号様式まで

2 評定項目別評定表に定める「減点評価」を行う場合は、客観的事実に基づき事由等を具体的に
記入する。

3 評定者は、第1項各号の様式をもって、次条から第9条までの規定により評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員（以下「主任監督員等」という。）は、採点表（土－3号様式及び4号様式、営－3号様式並びに監－3号様式）のうち、次の各号の評価項目について評価を行う。

- （1）土木区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢」及び「成果品の品質」
- （2）営繕区分は、「業務の実施能力」、「業務の実施状況」及び「業務目的の達成度」
- （3）監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢・社会性」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

2 主任監督員等は、評価の結果を総括監督員へ報告する。

（総括監督員の評価の内容及び方法等）

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員等の行った評価の結果等を総合的に判断し、評価表（土－2号様式、営－2号様式及び監－2号様式）の各評価項目について評価を行う。

- 2 総括監督員は、前項の評価項目中「事故等による減点」について評価を行う。
- 3 前項の評価は、採点表（設－3号様式）により評価を行う。
- 4 総括監督員が第1項及び第2項により評価した結果をもって、監督員の設計等委託成績評価とする。

（検査員の評価の内容及び方法等）

第8条 検査員は、採点表（土－5号様式、営－4号様式及び監－4号様式）のうち、次の各号の評価項目について評価を行う。

- （1）土木区分は、「説明力」及び「成果品の品質」
- （2）営繕区分は、「業務目的の達成度」
- （3）監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

- 2 検査員が前項により評価した結果をもって、検査員が行う設計等委託成績評価とする。
- 3 検査員は、すべての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

（評価結果の取りまとめ）

第9条 総括監督員は、監督員の評定点と検査員の評定点とを取りまとめ、設計等委託成績評価報告書（土－1号様式、営－1号様式及び監－1号様式）に評価結果を記録する。

- 2 総括監督員は、前項のとりまとめの際、検査員の評価結果について確認する。

（評価結果の報告）

第10条 総括監督員は、当該設計等委託を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）に、評価の結果を報告する。

- 2 工事主管課長は、前項の評価の結果について、当該設計等委託を主管する部の部長（工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。）へ報告する。

（評価結果の送付）

第11条 工事主管課長は、評価の結果を設計等委託成績評価報告書（土－1号様式、営－1号様式及び監－1号様式）及び設計等委託成績評価表（土－2号様式、営－2号様式及び監－2号様式）により当該設計等委託の検査及び契約事務を主管する課の課長へ送付する。

（評価結果の通知）

第12条 工事主管課長は、設計等委託成績評価通知書（設－1号様式）及び項目別評定点表（土－6号様式、営－5号様式又は監－5号様式のいずれか）により、速やかに当該設計等委託の受託者へ評価の結果を通知する。

(評定通知の説明)

第13条 受託者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に、説明を求めることができる。

- 2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 工事主管課長は、第1項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

第14条 受託者は、前条第2項の規定による説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。

- 2 受託者は、前項に規定する苦情の申立てをする場合は、第12条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第1の苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
- 3 受託者は、第1項に規定する苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

(部工事等成績評定苦情審査委員会の設置等)

第15条 部は前条第1項の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、部に部工事等成績評定苦情審査委員会（以下「部委員会」）を置く。

- 2 通知者は、苦情申立てがあった場合は、前項の部委員会へ付議し、その意見を聴かなければならないものとする。
- 3 部委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、部において定める。

(苦情申立者への通知者の回答)

第16条 通知者は、第14条第1項の苦情申立てを回答するに当たっては、部委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならないものとする。

(契約担当者等への再苦情申立て)

第17条 受託者は前条に規定する回答に苦情があるときは、契約担当者等に対して再苦情の申立てをすることができる。

- 2 受託者は、前項の再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第2の再苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

(大田区工事等成績評定苦情審査委員会への付議)

第18条 前条第1項に規定する再苦情の申立てに厳正かつ公正に対応するため、大田区工事成績評定苦情審査委員会（以下「区委員会」という。）を置く。

- 2 契約担当者等は、再苦情の申立てがあった場合は区委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
- 3 区委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(再苦情申立者への契約担当者等の回答)

第19条 契約担当者等は、第17条第1項に規定する再苦情の申立てへの回答に当たっては、区委員

会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならないものとする。

- 2 契約担当者等は、第20条第1項の規定により設計等委託成績評定が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合において、同条第4項で準用する第12条第1項の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

第20条 総括監督員、検査員（以下「修正者」と総称する。）は、区委員会の意見若しくは部委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一により設計等委託成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該設計等委託成績評定を修正することができるものとする。

(1) 設計等委託成績評定通知後、受託者に起因する事故等が判明した場合

(2) 設計等委託成績評定通知後、成果物等に受託者の故意又は重大な過失による隠れたかしが判明した場合

(3) 評定の錯誤等により、設計等委託成績評定の修正が必要であると認められる場合

- 2 修正者は、部委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該設計等委託成績評定を修正する。

- 3 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該設計等委託業務の完了の日から5年とする。

- 4 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合は、第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第12条中「設-1号様式」あるのは「設-2号様式」と読み替える。

(苦情申立てへの準用)

第21条 前条の第1項の各号の事由により修正した設計等委託成績評定に係る苦情申立手続は、第13条から第20条までの規定を準用する。

- 2 第15条第2項の部委員会の意見を踏まえて、修正した設計等委託成績評定についての再苦情の申立ては、第17条の規定を準用する。

(修正後の設計等委託成績評定)

第22条 第20条第1項の規定により修正した設計等委託成績評定の効力は、設計等委託成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

付 則（平成27年3月31日付26計施発第12317号）

この要綱は、平成27年4月1日以後に締結される契約について施行する。ただし、第14条から第22条までは平成28年4月1日より施行する。

付 則（平成28年3月29日付27計施発第11995号改正）

この要綱は、平成28年4月1日以後に締結される契約について施行する。

付 則（令和7年7月31日付7企保発第10865号改正）

この要綱は、令和7年8月1日以後に締結される契約について施行する。